

第3-1号

# 笛吹 畑かんだより

令和3年4月発行

## 設立 50 周年記念誌

- 1970~2020 (昭和45年~令和2年) -



笛吹の清流が育む豊かな実り  
笛吹川沿岸土地改良区



笛吹川沿岸土地改良区事務所（山梨市）



中央管理所（甲州市塩山）

令和2年6月17日をもちまして、笛吹川沿岸土地改良区は**設立50周年**を迎えました。

- 2 理事長あいさつ
- 3 令和2年度通常総代会／令和元年度決算
- 4 土地改良区からのお知らせ
- 5 総務課からのお知らせ
- 6 管理課からのお知らせ
- 7 国営施設機能保全事業／令和3年度配水計画
- 8 水利施設等保全高度化事業／維持管理協定／農地中間管理事業



記念誌サイト



笛吹川沿岸土地改良区

〒405-0006 山梨県山梨市小原西993番地

総務課（直通）0553-22-2469 管理課（直通）0553-34-5188 事務所FAX 0553-22-7627

笛吹の清流が育む豊かな実り

# 理事長あいさつ



理事長 高木 晴雄  
(山梨市長)

とはかないません。

そこで今回は設立50周年を迎えての深い思いがありましたのでご紹介させていただきます。

## ～ 以下、設立50周年記念誌より ～

当土地改良区を顧みますと、昭和46年の国営笛吹川農業水利事業と昭和48年の県営かんがい排水事業の着工から幾多の困難を乗り越え、昭和63年に国営事業が、また平成13年には県営事業が完了し、国や県への事業費の償還と、施設の適切な維持管理を続けてまいりました。

また、県営事業の完了時には、地区内の農産物の収穫量の変化に伴うかんがい面積の縮小により生じた、年間900万トンの良質で安定した広瀬ダムの水を水道水に有効活用する全国で初の取り組みを行いました。

さらに、調整池のコンクリート上面スペースを有効活用するため、太陽光発電施設を9か所に設置し、余剰電力の売電収入を維持管理費に充当することにより、受益者への負担軽減を図る取り組みも行ってまいりました。

平成20年代には国営事業が完了して30年以上が経過し、老朽化した施設の長寿命化を図るために国営施設機能保全事業を導入し、水管理システムの更新や施設の整備などを行っており、令和3年度に完成する予定となっております。

また、管内である峡東地域は、平成29年に盆地に適応した山梨の複合的果樹システムとして「日本農業遺産」に認定され、現在は「世界農業遺産」の認定に向けて、再チャレンジを行っております。全国有数の果樹生産地へと発展してきました当地区的畑かん施設は、ブドウやモモなどのビニールハウス栽培、バラや蘭などの施設園芸等、高付加価値の作物の導入を可能とし、農業経営の安定に大いに貢献してきました。まさにこの峡東地域発展の50年の歴史において、笛吹川沿岸土地改良区が果たしてきた役割は絶大であります。

近年では、消費者ニーズの高い「シャインマスカット」や県のオリジナル品種である「夢みずき」「甲斐ベリー3」など本県農産物の市場評価が高まり、山梨県やJAが、県産果実の輸出についての取り組みを始めており、大いに期待しているところであります。

今後は、先人が築いてくれた貴重な財産を後世に引き継ぐため役職員一同、心を新たにし、施設の維持管理などに万全を期すよう努力を致す所存でありますので、組合員の皆様方をはじめ関係機関におかれましては、一層のご指導、ご鞭撻をお願いいたします。

組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝にてご活躍のこととお喜び申し上げます。

昨年は7月の連続降雨や、8月の高温などによる農作物への被害により、受益農家の皆様にとりましては大変な年でありました。

さらに、春先からの新型コロナウイルス感染症の防止対策として3密の回避や、移動の自粛等が示され当土地改良区としても職員の交代勤務や、初の書面議決による総代会など過去に例のない取り組みを実施してまいりました。

今後は、新しい生活様式の徹底により新型コロナウイルス感染症の拡大が早く落ち着くことを願うばかりであります。

さて、昨年は当土地改良区が50周年という節目の年を迎えたため、記念誌を発刊いたしました。記念誌の配布につきましては関係者全てに配布するこ

# 令和2年度 通常総代会開催

令和3年3月19日、山梨市民会館4階『401会議室』において、通常総代会を開催いたしました。通常総代会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、書面議決を活用し開催いたしました。議長には笛吹市の丸山幹夫総代を選任し、議事については26議案が審議され、令和元年度諸会計決算書、令和2年度諸会計補正予算、令和3年度諸会計予算等、全議案が原案どおり可決されました。また、令和3年度諸会計予算は、土地改良法の一部改正に伴い令和4年度から本格的に複式簿記に移行することを踏まえ、複式簿記に対応した科目に変更しました。



## 令和3年度 各種会計予算総括表

会 計 名		(単位:千円)
一 般 会 計	会 計	534,630
国 営 事 業 特 別 会 計	会 計	140,620
県 営 事 業 特 別 会 計	会 計	48,103
転 用 決 済 金 特 別 会 計	会 計	47,572
繰 上 償 返 特 別 会 計	会 計	110
太 阳 光 発 電 事 業 特 別 会 計	会 計	18,000
国 営 笛 吹 川 沿 岸 太 阳 光 発 電 事 業 特 別 会 計	会 計	9,000

## 令和3年度 一般会計収入支出予算

収 入 (単位:千円)		支 出 (単位:千円)	
科 目	予算額	科 目	予算額
土地改良事業収入	234,893	土地改良事業費支出	367,738
附帯事業収入	60	一般管理費支出	147,657
特定資産運用収入	70	支 払 利 息	0
補 助 金 等 収 入	180,674	固定資産取得支出	1,600
交 付 金 収 入	45,900	特 定 資 産 積 立 支 出	12,613
寄 付 金 収 入	0	予 備 費	5,022
業 務 受 託 料 収 入	310		
雜 収 入	702		
特 定 資 產 取 崩 収 入	46,000		
他 会 計 繰 入 金	10,300		
繰 越 金	15,721		
収 入 合 計	534,630	支 出 合 計	534,630

## 令和元年度 一般会計・各種特別会計決算報告

### 会計別決算状況

会 計 名	収入合計	支出合計	繰 越 額
一 般 会 計	480,549,915	433,763,796	46,786,119
国 営 事 業 特 別 会 計	141,825,332	140,916,000	909,332
県 営 事 業 特 別 会 計	272,532,747	272,032,747	500,000
転 用 決 済 金 特 別 会 計	47,531,762	1,677,143	45,854,619
繰 上 償 返 特 別 会 計	54,440	54,440	0
太 阳 光 発 電 事 業 特 別 会 計	15,832,441	15,832,441	0
国 営 笛 吹 川 沿 岸 太 阳 光 発 電 事 業 特 別 会 計	7,659,369	7,659,369	0

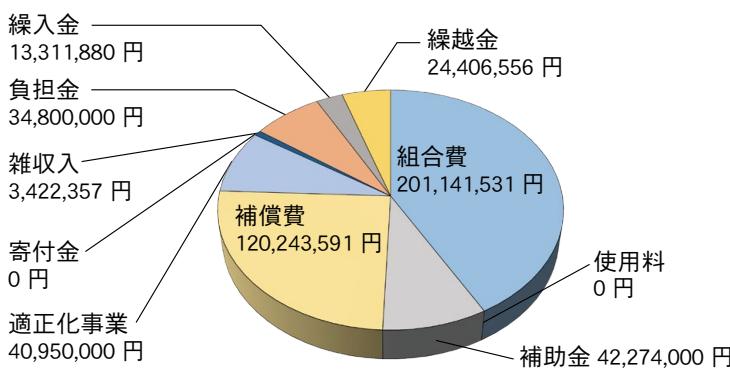
### 基金・積立金等

基 金・積 立 金 等	(単位:円)
職員退職手当支給準備基金	141,119,876
財政調整基金	155,700,576
償還対策基金	142,249,652
総代選挙執行積立金	1,090,790
事務所建設・移転準備基金	800,000
山梨県信用農業協同組合連合会出資金	50,000
フルーツ山梨農業協同組合出資金	3,000
国営未処理用地の処理に係る補償金	26,087,903

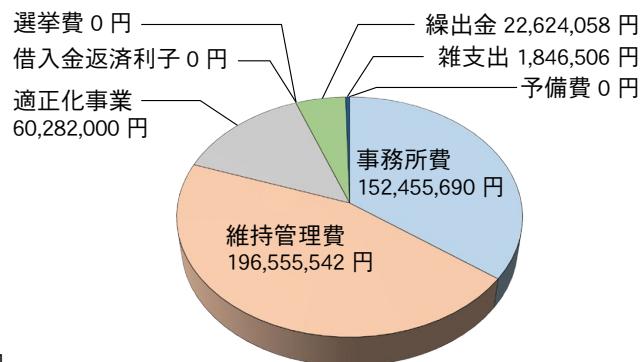
### 負債(区債)

取引金融機関等	(単位:円)
株山梨中央銀行	167,585,745
フルーツ山梨農業協同組合	20,162,508
山梨県	1,783,188,000

### 令和元年度 一般会計収入支出決算内訳



収入総額 480,549,915 円



支出総額 433,763,796 円

# 土地改良区からのお知らせ

## ▶管理課の直通電話を新たに設置しました。

組合員の様々な要望や施設の故障等に迅速に対応するため、管理課の直通電話を新たに設置しました。また、総務課へのお問い合わせは、従来どおりです。

### 管理課 (0553) 34-5188

- 施設の故障（漏水等の連絡）
- 埋設物や図面等の確認

### 総務課 (0553) 22-2469

- |              |            |
|--------------|------------|
| ○組合員の変更      | ○賦課金に関すること |
| ○農地の転用に関すること | ○リーフレットの申込 |

お問い合わせは  
こちらへお願い  
します！



## ▶第3弾 笛吹川名水育ち「ご安心果菜」リーフレット新発売

土地改良区では、組合員の販売促進や収益アップにつながるような取り組みを積極的に行っていきます。今回は組合員のニーズにお応えするため、大人気のシャインマスカットをイメージしたカラーに変更し、写真を取り入れました。この機会にリニューアルされたリーフレットを活用し、笛吹の清流で育てた安心・安全な農産物をPRしてみませんか？



規 格	B5判
価 格	1枚 10円
利用方法	宅配、直売所（観光農園）他
注意事項	笛吹畑かん加入地で作られた農産物のみご使用下さい。

思いっきり、PRしてみよう！

- ◆生産者名  
◆住所  
◆電話番号  
◆取扱農産物  
◆農園等のPRコメント



### ▼ お申し込み方法 ▼

- ①直接電話お問い合わせ（総務課へご連絡下さい。）
- ②ホームページより申込用紙をダウンロード



申込サイト



## ▶組合員の皆様へ！こんなときは届け出が必要です！

## ◆名義等が変更（土地改良法第43条）

※土地改良区へ組合員資格得喪通知書の提出が義務付けられています。

- 組合員の死亡等による農地の相続
- 経営移譲
- 農地の売買、贈与等による所有権の移転
- 組合員の住所を変更



電話での変更はできません！  
ホームページでも、各種用紙が  
ダウンロード出来ます。

## ◆権利義務の継承（土地改良法第42条）

土地改良法第42条の規定に基づき新資格者が権利義務を継承することから、**対象となる土地に滞納賦課金がある場合には滞納金も継承することになります**ので、土地の移転手続きの際には、必ず清算を行って下さい。

## ◆受益地を農地以外に転用する場合（土地改良法第42条第2項）

受益地区除外申請の届け出並びに転用決済金の納入が必要となります。

また、畠かん受益地区から除外する場合は、他の加入者の利用を妨げないための工事が必要となり、畠かん施設の移設・改築を行うため、協議書の提出が必要となります。

※公共事業による転用の場合は、事業主体が届け出るのか？加入者が届け出るのか？事業主体との協議が必要となります。

- 宅地・駐車場・店舗等へ転用
- 公共用地（道路等）へ転用

## 令和3年度 賦課金の徴収期日の決定

1期賦課金(経常費賦課金) 令和3年 6月25日(金)  
2期賦課金(特別賦課金) 令和3年 11月25日(木)

## 賦課金の徴収方法

- 農業協同組合口座より自動引き落とし
- 現金直接納入

県営事業費償還金の繰上償還の受付  
(締め切り 毎年12月20日)

畠かん県営事業費償還金の一括償還を行うことができます。

賦課金の期限内  
納入にご協力を  
お願いします。



## 賦課金滞納者の財産差押えの継続執行

賦課金滞納者につきましては、受益農家の公平・公正を図るため、土地改良法及び関係法令に基づき、山梨県知事の認可を受け、不動産・預貯金等財産の差押を実施しております。

現在未納がある方に対しては、滞納処分対象者として、手続きを継続して執行しておりますので、至急納入して下さい。

※ご相談等されたい場合には、土地改良区 総務課まで  
お願いします。

## 税務署からのお知らせ

譲渡所得の確定申告の際、譲渡を目的として土地改良区に支払われた農地転用決済金等が、譲渡費用として控除されます。

詳しくは、税務署までお尋ね下さい。

## ▶ 畑かん施設は、日々の点検・管理が大切です！

### ◆ 散水方法

- 電磁弁設置地区は自動散水が原則ですが、ハウス栽培等については、ブロック長と協議をして下さい。
- バルブ散水地区では、バルブの開閉時に無理な力の入れすぎに注意して下さい。
- ※ 圃場までの常時通水は、漏水発生時に表土流失等の原因になり、また、管理費の増嵩につながるので絶対にしないで下さい。

### ◆ 冬季の管理

- 電磁弁ボックス内に、発泡スチロール等を入れ、ビニールで覆って下さい。
- 給水栓は、不凍栓バルブを閉じて、上部のバルブを開けて下さい。  
不凍栓が無い場合は、防寒対策（布・ビニール等を巻くなど）をして下さい。
- 冬季の散水は、道路に飛散すると凍結しスリップ事故につながる恐れがあるので、注意して下さい。
- ※ 凍結による給水栓バルブ破損の場合は、各ブロック負担になります。

### ◆ 春先の一斉散水

- 制御器、電磁弁及びスプリンクラーの使い始めの時期（3～4月）に故障が集中するため、即時対応が出来ない場合があります。早めの散水試験と圃場内バルブ及びスプリンクラーの整備・点検をお願いします。

### ◆ 圃場バルブ

- 圃場内散水バルブより先は個人管理になっています。
- バルブ故障は個人負担ですので、力の入れすぎには注意して下さい。
- 圃場内バルブに限らず、故意・過失による畠かん施設破損については、個人負担になります。

## ▶ 漏水が発生したら、まず止水！止水処理の連絡は、各ブロック長へ！



### スプリンクラー角度調整用球面自在継手の代替品について



代替品



スプリンクラーの球面自在継手はホームセンターに売っている钢管用白継手で代用できます。

#### — 鋼管用白継手 —

3/4 エルボ × 2ヶ  
 3/4 ニップル × 1ヶ  
 3/4 - 1/2 ブッシング  
 (25番タイプに使用)  
 シールテープ

# 国営施設機能保全事業

国営笛吹川農業水利事業（昭和46年度～昭和63年度）で造成した基幹的な農業水利施設は、事業完了後30年以上が経過し、特に管水路のマクロセル腐食による漏水が発生するなど、機能低下が生じています。平成24年度から令和3年度の10年間をかけて、機能低下している水管管理施設や揚水機場の機械・電気設備、幹線水路及び弁類等の補修・更新を行っています。施設の長寿命化を図りながら、維持管理費の軽減及び農業用水の安定供給に資することを目的としています。

(事業費) 55億円 (事業採択時)

(負担率) 国 200/300 (工事諸経費等10/10) 県 51/300 市町 49/300



(笛吹市境川町藤塙地内 左岸7-1分水工 電動制水弁更新 (Φ800mm))

## 令和3年度 配水計画

(取水口等の位置) 第1条 取水口の位置は、山梨県山梨市三富川浦字天科の地先とする。

(取水量等) 第2条 最大取水量は、次の表のとおりとする。

区分	期間	4月1日から 6月30日まで	7月1日から 8月31日まで	9月1日から 10月31日まで	11月1日から 翌年の3月31日まで
最大取水量		2.26 m³/s	3.24 m³/s	2.41 m³/s	1.35 m³/s
年間総取水量	30,770千m³				

(配水ブロック) 第3条 本地区の配水ブロックは下記に定めるとおりとする。

(配水方法) 第4条 各配水ブロックへの配水については、各圃場で以下の配水条件を標準とし、各ブロックの散水計画（散水回数・時間）に基づき、所要の水量を配水するものとする。また、配水量は標準的な水量であり、ダムの貯水量、河川の流況や天候等を勘案して配水することとなる。

### 右岸幹線

分水工	分水工掛ブロック		面積 ha	かんがい期 日最大取水量
	ブロック名	ブロック数		
1	1-1～1-8	8	132	0.10 m³/s
2-1	2-1-1～2-1-7	7	114	0.09 m³/s
2-2	2-8～2-12	5	82	0.06 m³/s
2-3	2-13～2-18	4	109	0.09 m³/s
3	3-1～3-16	16	246	0.19 m³/s
4	4-1～4-9	9	108	0.08 m³/s
右岸幹線 計		49	791	0.61 m³/s

### 左岸幹線

分水工	分水工掛ブロック		面積 ha	かんがい期 日最大取水量
	ブロック名	ブロック数		
1	1-1～1-7	7	114	0.09 m³/s
2	2-2-2～2-9	12	149	0.12 m³/s
3-1	3-1～3-8	8	148	0.12 m³/s
3-2	3-12-A～3-32	8	125	0.10 m³/s

分水工	分水工掛ブロック		面積 ha	かんがい期 日最大取水量
	ブロック名	ブロック数		
3-3	3-9～3-39	29	409	0.32 m³/s
4-1	4-1～4-53-1	26	320	0.25 m³/s
4-2	4-18～4-60-2	26	346	0.27 m³/s
5-1	5-1～5-32	31	394	0.31 m³/s
5-2	5-33～5-48-2	17	231	0.18 m³/s
6	6-1-A～6-31	32	419	0.33 m³/s
7-1	7-1～7-14-2	16	190	0.15 m³/s
7-2	7-15～7-31	12	183	0.14 m³/s
8-1	8-1～8-16	13	115	0.09 m³/s
8-2	8-13～8-15	3	45	0.03 m³/s
9	9-1～9-13	13	166	0.13 m³/s
左岸幹線 計		253	3,354	2.63 m³/s

右・左岸幹線 合計 302 4,145 3.24 m³/s

※ブロック数には欠番・枝番のため集計上の差異が発生します。

(配水ブロックの代表者及び連絡先)

第5条 各配水ブロックの代表者及びその連絡先は別に定める。

(関係機関) 第6条 本地区の利水調整に係る関係機関の定めはない。

# 水利施設等保全高度化事業の導入

水利施設等保全高度化事業は、県営事業で造成された農業水利施設の機能保全計画を策定し、施設の効率的な整備や長寿命化を図るとともに、将来的に維持管理費の軽減につながります。

- (事業名) 水利施設等保全高度化事業  
(事業期間) 令和3年度～完了まで（概ね3年）  
(総事業費) 約1億円  
(事業主体) 笛吹川沿岸土地改良区  
(負担率) 国100%



施設は私たちの大切な財産です！

## 農家負担軽減につながる維持管理協定（13地区のうち10地区締結済）

国営事業により造成されたファームポンド（調整池）は、火災発生時の防火用水としての機能を併せ持っており、この多面性に着眼し地域と一体となって施設管理体制を構築することが、この事業の目的です。

また、今年度新たに愛知時計電機株が地域貢献活動に参画していただいております。

- 【事業名】国営造成施設管理体制整備促進事業『管理体制整備型』  
【実施期間】平成30年度～令和4年度（第4期）  
【補助額】42,274千円（国50%・県25%・市町25%）  
【主な管理の範囲】○ファームポンド（調整池）内及び周辺除草  
○ファームポンド（調整池）進入路除草など  
○給水栓の点検及び凍結対策



右岸1分水調整池 除草作業  
(山梨市消防団牧丘分団)

### ◆維持管理協定を締結している10箇所の調整池

- 右岸1分水調整池 山梨市消防団牧丘分団
- 右岸2-2分水調整池 山梨市久保区・紺屋区・西区・藤ノ木団地自治会
- 右岸2-3分水調整池 山梨市市川区
- 左岸2分水調整池 甲州市塩山下萩原区
- 左岸3-1分水調整池 甲州市塩山牛奥区
- 左岸3-2分水調整池 } 甲州市勝沼町菱山第1区、笛吹畑かん菱山管理運営委員会
- 左岸3-3分水調整池 }
- 左岸5-1分水調整池 笛吹市消防団御坂分団
- 左岸6分水調整池 笛吹市境川町大黒坂区
- 左岸7-1分水調整池 笛吹市境川町大窪区

### ◆地域貢献活動に参画している企業 ○鉄建建設株 東京支店 ○愛知時計電機株

## 農地中間管理事業をご利用ください。

後継者がいない、また農地を相続したが事情により耕作が出来ない場合等、お困りの方は、農地中間管理事業の相談窓口をご利用ください。

### （ご相談窓口）

関係市町農業委員会または山梨県農業振興公社までお問い合わせ下さい。

困ったときは、  
早めのご相談を！

